平成 25 年 11 月 22 日

各　　位

会　社　名　株　式　会　社　ｅ　ｎ　ｉ　ｓ　ｈ
住　　所　東京都渋谷区広尾一丁目 13 番１号
代 表 者 名　代表取締役社長　　杉 山　　全 功
（コード番号：3667）
問い合わせ先　取締役執行役員
管 理 本 部 長　　松 本　　浩 介
TEL.　03（5791）2131

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 22 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び当社株式の売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所における市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社の主要事業であるソーシャルアプリ事業においては、ユーザーが保有する携帯電話がフィーチャーフォンからスマートフォンに移行する中で、ブラウザ版のアプリケーション（ブラウザアプリ）を中心とした市場からネイティブ版のアプリケーション（ネイティブアプリ）を中心とした市場に移り変わろうとしております。ブラウザアプリ開発とネイティブアプリ開発では、開発環境および開発言語が共に異なっており、顧客満足度の高いネイティブアプリの開発・運営を行うためには、高い技術力を有した開発・運営体制を整える必要があります。

このような環境変化の下、当社は、ネイティブアプリ開発に経営資源を集中し、既存タイトルのネイティブアプリ化を図ると共に、積極的に新規タイトルをネイティブアプリ市場に投入することにより、当社事業全体の収益向上を目指しております。

今般の調達資金を、ネイティブアプリに関する新規タイトルに係る開発費及び広告宣伝費並びにカスタマーサポートのための外注費、アプリ開発・運営等に係る人員増員のための採用費、人員増員に伴う本社移転における設備資金に充当することで、企業価値の向上に努める所存です。

また、本資金調達と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ります。

記

Ⅰ．新株式発行及び株式売出し

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　　350,000 株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 12 月２日（月）から平成 25 年 12 月５日（木）までのいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（４） 募　集　方　法　一般募集とし、大和証券株式会社、いちよし証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、エイチ・エス証券株式会社、東海東京証券株式会社、髙木証券株式会社及びＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。

（５） 引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（６） 申　込　期　間　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。

（７） 払　込　期　日　平成25年12月12日（木）

（８） 申込株数単位　100株

（９） 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式	700,000株
（２）	売出人及び売出株式数	公文　善之	180,000株
		安徳　孝平	180,000株
		杉山　全功	170,000株
		松本　浩介	170,000株

（３） 売　出　価　格　未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。）
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。

（４） 売　出　方　法　売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。

（５） 申　込　期　間　一般募集における申込期間と同一とする。

（６） 受　渡　期　日　平成25年12月13日（金）

（７） 申込株数単位　100株

（８） 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（９） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．参照。）

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式　　150,000 株 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
（２）	売出人	大和証券株式会社
（３）	売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
（４）	売出方法	大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況等を勘案した上で、150,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
（５）	申込期間	引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
（６）	受渡期日	平成 25 年 12 月 13 日（金）
（７）	申込株数単位	100 株

（８）　売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（９）　前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

４．第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞１．参照。）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　　150,000 株
（２）	払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
（４）	割当先	大和証券株式会社
（５）	申込期日	平成 25 年 12 月 20 日（金）
（６）	払込期日	平成 25 年 12 月 24 日（火）
（７）	申込株数単位	100 株

（８）　上記（５）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。

（９）　払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他第三者割当による本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（10）　前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、150,000 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成 25 年 11 月 22 日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式 150,000 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成 25 年 12 月 24 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 25 年 12 月 18 日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

２．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

（１）	現在の発行済株式総数	5,329,760 株	（平成 25 年 11 月 21 日現在）
（２）	公募増資による増加株式数	350,000 株	
（３）	公募増資後の発行済株式総数	5,679,760 株	
（４）	第三者割当増資による増加株式数	150,000 株	（注）
（５）	第三者割当増資後の発行済株式総数	5,829,760 株	（注）

（注）上記（４）及び（５）は前記＜ご参考＞１．に記載のとおり変更する可能性があります。

３．調達資金の使途

（１）今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限 1,223,000,000 円について、ネイティブアプリケーションに関し、平成 26 年１月以降平成 27 年 12 月末迄に、新規タイトルに係る開発費及び広告宣伝費の一部並びにカスタマーサポートのための外注費に 865,000,000 円を充当する予定であります。また、平成 26 年１月以降平成 27 年 12 月末迄に、アプリケーションの開発・運営等に係る人員増員のための採用費に 208,000,000 円、平成 26 年２月末迄に、人員増員に伴うフロア拡張のための東京都港区への本社移転（平成 25 年 12 月下旬予定）における設備資金の一部に 150,000,000 円を充当し、残額が生じた場合には、平成 26 年１月以降平成 27 年 12 月末迄に、新規タイトル開発費に充当する予定であります。

なお、調達資金は、安全性の高い金融商品等で運用し、資金需要発生の都度使用することと致し

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ます。

本社移転に係る設備計画の内容については、以下のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
本社(東京都港区)	ソーシャルアプリ事業	事務所用設備	200,000	―	自己資金及び増資資金	平成25年11月	平成26年2月	―

(注) 1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の調達資金を上記の資金に充当することにより、今後の収益基盤の更なる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込みです。

4．株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図りつつ、株主に対する利益還元も経営の最重要課題であると考えております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、当期純利益の 20%を配当性向の目途とした業績に応じた株主配当を継続的に実施させていただく予定であります。

（2）配当決定にあたっての考え方

配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第 454 条第５項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

（3）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

（4）過去３決算期間の配当状況等

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
１株当たり当期純利益	41.10円	147.81円	174.55円
１株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	― (―)	― (―)	28円 (―)
実績配当性向	―	―	16.0%
自己資本当期純利益率	―	90.8%	48.9%
純資産配当率	―	―	8.8%

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

2．実績配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり当期純利益で除した数値です。

3．自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首の新株予約権控除後の純資産の部合計と期末の新株予約権控除後の純資産の部合計の平均)で除した数値です。なお、平成22年12月期においては、前事業年度が債務超過のため記載をしておりません。

4．純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり純資産(期首の１株当たり純資産と期末の１株当たり純資産の平均)で除した数値です。

5．平成24年12月期において普通株式１株につき20株の株式分割を行いましたが、平成22年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（5,829,760 株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は 24.6%となる見込みであります。

（注）下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

（平成 25 年 11 月 21 日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 22 年５月 14 日	597,760株	25円	13円	自 平成24年５月18日 至 平成32年５月17日
平成 23 年６月 30 日	767,640株	125円	63円	自 平成23年７月22日 至 平成31年７月21日
	68,000株	125円	63円	自 平成25年９月28日 至 平成33年９月27日

（注）平成 25 年 10 月１日付で当社普通株式１株につき２株の株式分割を行っています。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「資本組入額」は、調整後の内容となっております。

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株式数	発行価格	引受価額	払込金総額
新規公開時公募増資	平成 24 年 12 月 10 日	50,000 株	800 円	736 円	36,800,000 円
第三者割当増資（注）	平成 24 年 12 月 26 日	159,000 株	736 円	―	117,024,000 円

（注）上記公募増資と同時に行なわれたオーバーアロットメントによる売出しに伴うものです。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
始　　値	2,500 円	2,020 円
高　　値	2,571 円	10,800 円 □3,565 円
安　　値	2,002 円	1,841 円 □2,424 円
終　　値	2,020 円	2,712 円
株価収益率	11.5 倍	―

（注）１．株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。なお、当社株式は、平成 24 年 12 月 11 日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。

２．平成 25 年 12 月期の株価については、平成 25 年 11 月 21 日現在で表示しております。

３．平成 25 年 10 月１日付で当社普通株式１株につき２株の株式分割を行っています。□印は、株式分割による権利落後の株式会社東京証券取引所における株価を示しております。

４．株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の１株当たり当期純利益で除した数値であります。また、平成 25 年 12 月期については未確定のため表示しておりません。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である公文善之、安徳孝平、杉山全功及び松本浩介は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

Ⅱ．主要株主の異動

１．異動予定年月日

前記「Ⅰ．新株式発行及び株式売出し　２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当社株式の売出しにおける受渡期日。

２．異動が生じる経緯

平成 25 年 11 月 22 日開催の当社取締役会において決議した前記「Ⅰ．新株式発行及び株式売出し　１．公募による新株式発行（一般募集）」及び同「２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の新株式発行及び当社株式の売出しに伴い、当社主要株主である公文善之及び安徳孝平が主要株主でなくなることが見込まれるものです。

３．異動する株主の概要

（１）　氏　　名	公文善之	安徳孝平
（２）　住　　所	東京都渋谷区	東京都港区
（３）　当社との関係	取締役執行役員	取締役執行役員

４．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

		議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する所有割合（注）	大株主順位
公文善之	異動前（平成 25 年 11 月 22 日現在）	7,322 個（732,200 株）	13.75％	第１位
	異動後	5,522 個（552,200 株）	9.73％	第１位
安徳孝平	異動前（平成 25 年 11 月 22 日現在）	7,322 個（732,200 株）	13.75％	第１位
	異動後	5,522 個（552,200 株）	9.73％	第１位

（注）１．異動前の総株主の議決権の数に対する所有割合は、平成 25 年９月 30 日現在の発行済株式総数 5,329,760 株から、議決権を有しない株式数 4,560 株を控除した、総株主の議決権の数 53,252 個を基準として算出しております。

２．異動後の総株主の議決権の数に対する所有割合は、平成 25 年９月 30 日現在の発行済株式総数 5,329,760 株に平成 25 年 11 月 22 日に決議した公募による新株式発行（一般募集）による増加株式数 350,000 株を加算し、議決権を有しない株式数 4,560 株を控除した、総株主の議決権の数 56,752 個を基準として算出しております。

３．当社は平成 25 年 10 月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。このため、上記（注）１及び２の発行済株式総数及び議決権を有しない株式数は、平成 25 年９月 30 日現在において当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

５．今後の見通し

当該主要株主の異動による、当社の経営及び業績等に与える影響はありません。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。